

市民税・県民税 申告お知らせ号

令和6(2024)年1月15日号

編集・発行／厚木市財務部市民税課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL.046-225-2010・2011 FAX.046-223-5792
ホームページは [厚木市 市民税・県民税](#) [検索](#)

税の申告(市民税・県民税申告、確定申告)の時期が近づいてきました。申告が必要な方は早めに準備し、期間内に申告をお願いします。

目次	2面…申告書の提出が必要な方、申告方法
	3面…厚木税務署からのお知らせ
	4面…市民税・県民税申告に必要なもの

申告期間

2月1日(木)～3月15日(金)

市民税課窓口・一部の公民館で申告の相談を受け付けます。いずれの会場とも予約制ではありませんので直接会場までお越しください。

市民税課窓口

期間 **2月1日(木)～3月15日(金)**

時間 **8時30分～17時15分**

「市民税・県民税の申告」の相談を受け付けます。受付で番号札を交付し、順番に対応していきます。次の場合は、順番を待たずに受付で申告書を提出できます。

- ・申告書を作成済みで、職員との対面での申告内容の確認が不要な方
- ・申告書の所得金額・控除金額の計算ができていない場合で、源泉徴収票や各種控除証明書のとおり税額の計算を希望する方

公民館

※詳しくは下表参照

期間 **2月9日(金)～3月1日(金)**

時間 **9～14時**

「市民税・県民税の申告」と「所得税の確定申告(年金・給与収入のみの方)」の相談を受け付けます。

受付で番号札を交付し、順番に対応していきます。番号札の配布開始は、各会場とも8時30分です。配布した番号札に受付予定時刻が記載されていますので、参考としてください(状況によって時間が前後する場合があります)。

公民館申告会場 日程表

実施日	会場	混雑予想
2月9日(金)	相川公民館	★
13日(火)	南毛利公民館	★★★★★
15日(木)	睦合南公民館	★★★★
20日(火)	依知南公民館	★
21日(水)	小鮎公民館	★★★★
22日(木)	依知北公民館	★★★★★
27日(火)	睦合西公民館	★★
28日(水)	荻野公民館	★★★★★
29日(木)	荻野公民館	★★
3月1日(金)	玉川公民館	★★

※混雑予想は昨年各会場での混雑状況を参考に表したものです。★が多いほど混雑する傾向にあります。

※申告会場は、会場確保、人員配置などの都合で決定しています。



公民館会場の注意事項

●所得税の確定申告のうち、次の申告は公民館会場では受けられません。厚木税務署へお問い合わせください(3面参照)。事前に作成された申告書は、お預かりできます。

- ①事業所得(営業・農業)
- ②不動産所得
- ③土地等の譲渡に関する分離課税所得
- ④総合譲渡所得
- ⑤一時所得(生命保険の解約返戻金など)
- ⑥株式及び先物取引等の所得
- ⑦雑損控除
- ⑧住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける方
- ⑨過年分の申告
- ⑩市外在住の方の申告

●医療費控除を適用する場合は、医療費控除の明細書が必要です(4面参照)。事前に作成、会場へお持ちください。

1 市民税・県民税申告が必要な方

(確定申告は厚木税務署へ。詳しくは3面参照)

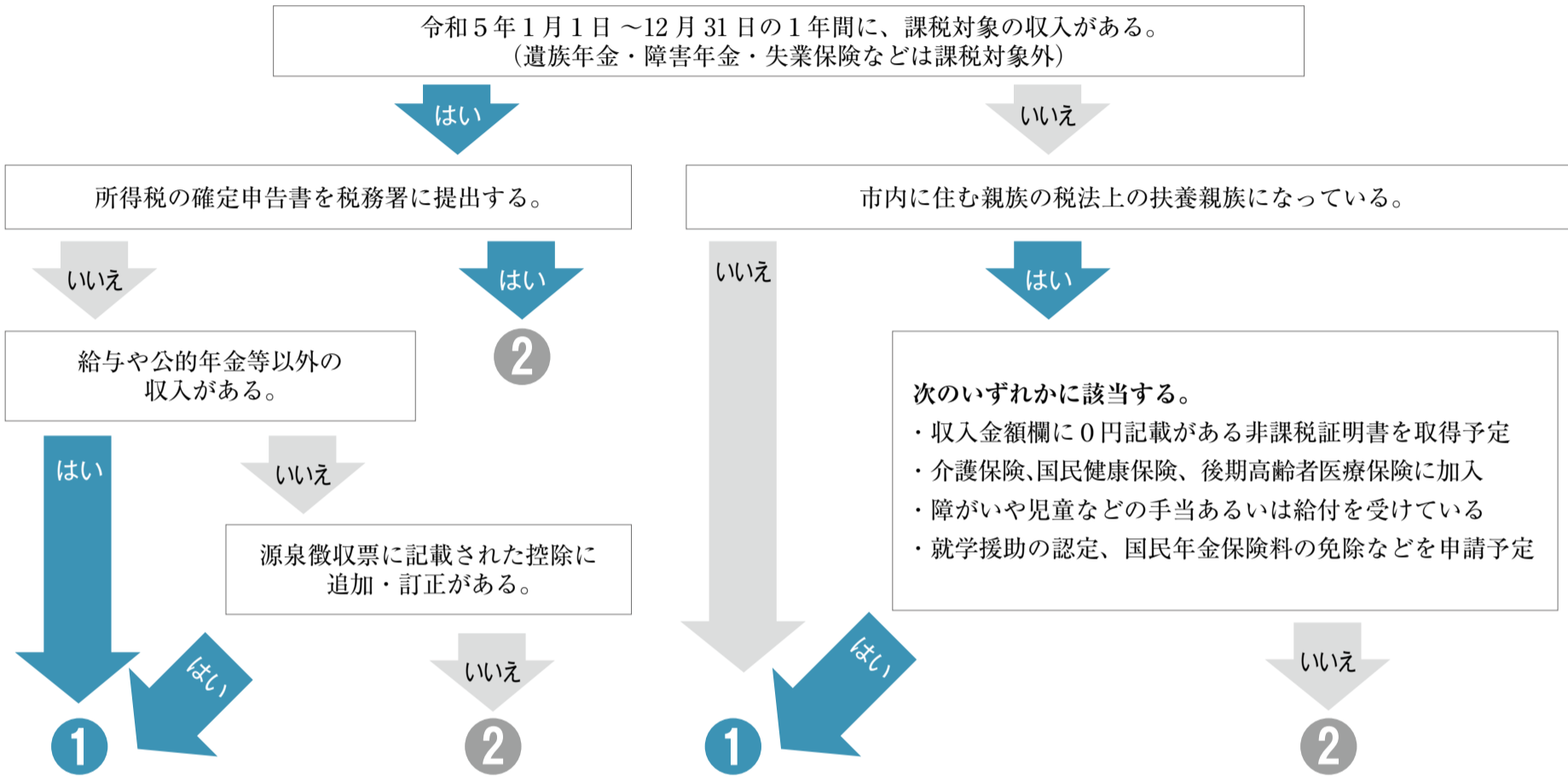
令和6年1月1日に市内在住の方は、原則、市民税・県民税の申告が必要です。

申告が必要な方

- ① 税務署へ所得税の確定申告をしない(※)
 - ② 給与・公的年金等以外に所得がある
 - ③ 勤務先から厚木市に給与支払報告書が提出されない
 - ④ 年末調整等で適用を受けていない生命保険や地震保険、医療費、扶養控除などの適用を受ける
 - ⑤ 昨年所得はないが、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合や障がい、児童などの手当・給付等を受けている
- ※ 公的年金等の収入が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、厚木税務署で確定申告をしてください。

簡易判定表

市民税・県民税申告が必要か判定できます。世帯ではなく、個人ごとに判定してください。



判定結果	1	2
	市民税・県民税申告書の提出が 必要 です。	市民税・県民税申告書の提出は 不要 です。
	※ 市民税・県民税の申告書は、令和6年1月1日現在に住民登録がある市区町村に提出してください。1月1日の住所が厚木市外の方は、住民登録があった市区町村に確認してください。	※ 給与支払報告書や公的年金等支払報告書が、提出義務者から市に提出されなかった時など、市民税・県民税申告書の提出が必要となる場合があります。

2 申告方法 (窓口、郵送、インターネット)

例年、窓口が大変混雑しますので、郵送・インターネットでの申告を推奨しています。申告書の発送は、1月19日(金)を予定しています(4面参照)。

郵送申告

- 【手順1】必要書類を準備(必要なものは4面参照)。
- 【手順2】郵送された申告書を記入。
- 【手順3】申告書同封の返信用封筒に手順1・2で作成・準備した書類を入れ、ポストへ投函。収受日付印のある申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ※ 源泉徴収票や控除証明書のとおり税額計算を希望する場合は、所得金額や控除金額の計算されていない申告書の送付も可。

対面での申告が不要な方は、郵送申告が便利です。

インターネット

- 【手順1】必要書類を準備(必要なものは4面参照)。
- 【手順2】インターネットで「厚木市住民税試算システム」と検索し、申告書データを作成。
- 【手順3】システムから手順2で作成した申告書データを送信。
- ※ 送信には、郵送された市民税・県民税申告書の右下に記載してある8桁の番号(宛名番号)が必要。
- 受付期間 令和6年2月1日～24時間受付

詳しくは、[厚木市 市民税・県民税電子申告](#)

[検索](#)

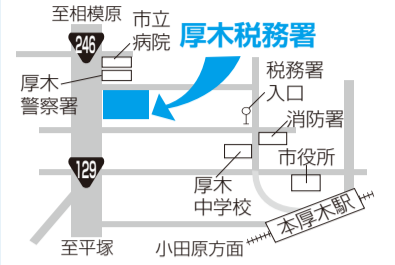


スマホの方はこちら

厚木税務署からのお知らせ ～申告書作成会場の開設日程～

期間 2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜、祝日を除く。2月25日(日)は開設)
時間 【受付】8時30分～16時 【相談】9時～17時

問 厚木税務署 ☎221-3261(代) 〒243-8577 厚木市水引1-10-7(郵送提出の場合の送付先)



e-Tax 申告

～確定申告はスマホからがおすすめです！ 自宅からのe-Taxをご利用ください～

◆スマホ・パソコンでe-Tax

確定申告書作成コーナーで申告書を作成して、e-Taxで送信すれば、混雑する会場で並んだり、印刷した申告書を郵便で送る手間が必要なくなります。

収入が給与や年金の方は、スマートフォン専用画面が利用できます。

※スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動で入力。

※青色申告決算書や収支内訳書も作成可。

※消費税の申告にも対応。



マイナンバーカードや税務署から発行されたID・パスワードを使って、スマートフォンやパソコンで確定申告書を作成・送信することができます！

- ①確定申告書等作成コーナーにアクセス
- ②画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。
- ③e-Taxで送信して提出
 - マイナンバーカードを使って送信
 - IDとパスワードで送信

※ID・パスワードは事前の届け出が必要です。申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちになり、お近くの税務署へお越しください。

◆税務署へ来場される方◆

◆原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます

○持ち物：源泉徴収票など申告書作成に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等

◆申告書作成会場では、混雑回避のため入場整理券を配付します

- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加していただくことで事前に日時指定の入場整理券を入手できます。
- 入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

◆その他

- 年金受給者や給与所得の還付申告については、開設期間前でも申告書作成等を受け付けております。
- 申告と納付期限は、所得税・贈与税が3月15日(金)、個人事業主の消費税は4月1日(月)です。便利なキャッシュレス納付(口座振替、スマホアプリ納付、コンビニQR納付)をぜひご利用ください。
- 確定申告期は電話が混み合い、つながりにくい場合がありますので、チャットボット(ご質問を入力・選択いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします)やタックスアンサー(ご質問に対する回答の検索が可能)をご活用ください。詳しくは国税庁HPをご確認ください。
- 駐車場は非常に狭いのため駐車台数に限りがあります。確定申告期間中、駐車場が満車の場合の入庫待ちはできません。ご来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

◆税理士による無料申告相談会～申告書を作成できます～

月 日	会場	時間
2月1日(木) 2日(金)	アミューあつぎ 7階 amyuスタジオ	受付 9時～15時
7日(水) 8日(木) 9日(金)	愛川町文化会館 3階大会議室	相談 9時30分～16時

- 小規模納税者の所得税と個人消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告書を作成できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得や先物取引、住宅借入金等特別控除初年度、贈与税申告や複雑な相談などを除く)。
- 1月10日(水)からオンラインによる事前申込を受け付けています。詳細は、下記事前申込を参照してください。なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- オンライン事前申込の問い合わせは、事前申込サイト(☎050-1808-7285)へ。
- 当日入場整理券の配付を8時30分から行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。



【事前申込の締切日】
 厚木会場：1月29日(月)
 愛川会場：2月4日(日)

無料申告
相談専用
LINE事前申込



Web事前申込



●確定申告書第二表は市民税・県民税の計算に影響しますので記入後は確認を●

記入箇所

「令和5年分用」確定申告書の例

確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」、「住民税に関する事項」欄の記載に不備があると、市民税・県民税の計算に影響しますので、ご注意ください。

①同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族
 該当する方がいる場合は、「配偶者や親族に関する事項」に氏名、生年月日等を記入していただき、住民税の「同一」や「16」の欄に○を記入します。

②寄附金税額控除
 市民税・県民税で控除対象となる寄附金(ふるさと納税など)を申告する場合は、寄附金額を記入します。

③配当割控除額、株式譲渡所得割控除額
 配当所得や株式等譲渡所得を申告し、特別徴収された県民税(配当割、株式等譲渡割)がある場合は、その金額を「配当割額控除」「株式等譲渡所得割控除額」欄にそれぞれ記入します。

④給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択
 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税は、徴収方法を選択できます。給与から差し引きを希望する場合は「特別徴収」欄に○を記入。納付書で納付を希望する場合には、「自分で納付」に○を記入。選択がないと、原則、全額特別徴収となります。

3 申告に必要なもの

申告には添付（提示）が義務付けられている書類がありますのでご確認ください。

- 市民税・県民税申告書（市から郵送された方）
- 顔写真付きの本人確認書類（郵送の場合は写し）
- マイナンバーが分かるもの（郵送の場合は写し）
- 収入を証明する書類
源泉徴収票（※1）または支払者の証明書など
- 控除を証明する書類
社会保険料（右記参照）、生命保険料・地震保険料など各種控除証明書、医療費控除の明細書（※2）、寄附金受領証など
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- 振込先が分かるもの（所得税の還付を受ける場合のみ）
- 電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書
（公民館で確定申告書の作成を希望、税務署から通知があった方）（※4）

〈社会保険料控除の申告に使用する証明の問合せ先〉

控除対象	証明書等	問合せ先
国民健康保険料	社会保険料納付済額のお知らせ（※3）※発送は1月中旬	☎国保年金課 ☎225-2123
後期高齢者医療保険料		☎国保年金課 ☎225-2223
介護保険料		☎介護福祉課 ☎225-2393
国民年金保険料	国民年金保険料控除証明書	☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 ☎厚木年金事務所 ☎223-7171(代)

【例：申告書に必要なもの】

（※1）公的年金等の源泉徴収票

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所 支払を受ける者 (フリガナ) 氏名	生年月日	年金の種類
区分	支払金額	源泉徴収税額
所得控除第1項の(1)第1号・第4号適用分	円	円
所得控除第1項の(2)第1号・第3号適用分	円	円
所得控除第1項の(2)第2号・第5号適用分	円	円
所得控除第1項の(2)第3号適用分	円	円
本人	源泉控除対象配偶者の 氏名	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他
特別障害者 障害者 ひとり親 寡婦	控除対象配偶者の 氏名	控除対象扶養親族の数 特別 その他
源泉控除対象 配偶者 氏名	控除対象扶養親族 氏名	社会保険料の額
控除対象 扶養親族 氏名	控除対象扶養親族 氏名	円
扶養親族の 扶養親族 氏名	控除対象扶養親族 氏名	

支払者 法人番号 6000012070001
東京都千代田区森が関1丁目2番2号
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 10mm

（※2）医療費控除の明細書

令和6年度（令和5年分）医療費控除の明細書【内訳書】（市民税・県民税申告用）
（令和5年1月1日から12月31日までの支払分）

※この明細書【内訳書】は、医療費控除の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、御留意ください。

住所 氏名

1 医療費通知に関する事項（医療費通知の添付が必要です）
医療費通知（※）を添付する場合は、下記の（1）～（3）を記入してください。
※医療費通知が発行する医療費の種別を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
※控除対象者が支払った医療費の額、⑤被保険者等の名称
なお、自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りません。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

2 医療費（上記1以外）の明細（医療費通知を添付する場合、記入の省略可）
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入してください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診断・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診断・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診断・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診断・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診断・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	円	円

この明細書は、申告書と一緒に提出し

（※3）社会保険料納付済額のお知らせ

郵便はがき

料金後納郵便

保険料納付済額のお知らせ
令和5年中に厚木市へ納付された国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の額をお知らせします。

納付義務者名	
国民健康保険料	（普通徴収）円 （特別徴収）円
介護保険料（65歳以上）	（普通徴収）円 （特別徴収）円
後期高齢者医療保険料（75歳以上）	（普通徴収）円 （特別徴収）円
合計	円

※本通知は、新たに納付をお願いするものではありません。
また、還付金のお知らせでもありません。
確定申告や市民税・県民税の申告等で社会保険料控除額を記入する際に御利用ください。

確定申告や市民税・県民税の申告等に利用できる
保険料納付済額のお知らせ

厚木市
〒243-8511
神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
国保年金課 国保保険料係 (046)225-2123
長寿医療係 (046)225-2223
介護福祉課 介護保険料係 (046)225-2393

※期限内は内報にあります。ここからゆくりとはがして郵送ください。
はがきがめれた場合は、よく確かめてからはがしてください。

（※4）電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

令和XX年XX月XX日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と増徴番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 (16桁：半角数字)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
増徴番号 (8桁：半角英大文字・半角数字)	XXXX	XXXX		

※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした増徴番号から任意の増徴番号（8けた以上：半角英大文字）へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。
また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続きを除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。

4 よくある質問

よくある質問をまとめましたので、お問い合わせ前にご確認ください。

Q1 申告書はいつ誰に郵送される？

- A 昨年度の市民税・県民税申告書を提出された方などに1月19日（金）に発送する予定です。申告書が届かない場合や申告書が必要な方は、市民税課に連絡してください。

Q2 申告書はどこに置いてある？

- A 市民税課の他、公民館、えきちよこ（本厚木駅連絡所）、愛甲石田駅連絡所に備え付けてあります。なお、所得税の確定申告書は先着順となります。

Q3 申告書の書き方が分からない

- A 市役所から申告書が送付される方は同封の「手引き」を確認してください。申告書が白紙の場合でも、資料が添付されているときは、資料の内容で税額計算します。

Q4 マイナンバー（個人番号）は記入する？

- A 申告書へのマイナンバーの記入と、マイナンバーが確認できるもの・本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーが分からない場合などは、記入がなくても受け付けます。

Q5 扶養に入れる収入の範囲が知りたい

- A 合計所得金額が48万円（下表参照）を超える人は、税法上の扶養に入れられません。

給与収入のみ	年金収入のみ （昭和34年1月2日以降生）	年金収入のみ （昭和34年1月1日以前生）
1,030,000円	1,080,000円	1,580,000円